

佐賀県選挙管理委員会告示第37号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和30年佐賀県選挙管理委員会告示第108号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月27日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(掲示場の区画番号) 第17条の2 略 2 前項の番号は、区画の右側上段から下段の順に、<u>順次左へ一連番号を付さなければならない。</u></p>	<p>(掲示場の区画番号) 第17条の2 略 2 前項の番号は、区画の右側上段から<u>順次左へ左側上段まで一連番号を付したのち、それに続く一連番号を右側下段から順次左へ左側下段まで付さなければならない。</u> 3 <u>前条第2項の規定により通知した区画の数の増加を県委員会</u> <u>定めた場合において、増加する区画に付す番号は、前項の規定にか</u> <u>かわらず、増加する区画の右側上段から下段の順に、順次左へ前項</u> <u>の規定により付した番号に続く一連番号を付さなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の選挙運動及び政治活動取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日が公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙については、なお従前の例による。